

大和西大寺駅周辺の渋滞踏切道対策調査・検討業務委託

仕様書

令和7年12月17日

奈良市

# 大和西大寺駅周辺の渋滞踏切道対策調査業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 1. 業務名

奈良市交通動態調査分析業務委託

### 2. 適用範囲

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

### 3. 目的

本業務は、大和西大寺駅周辺の渋滞踏切道近傍における交通動態を把握し、渋滞緩和に向けた対策の検討資料を作成することを目的とする。

### 4. 業務概要

#### （1）業務名称

大和西大寺駅周辺の渋滞踏切道対策調査・検討業務

#### （2）業務場所

大和西大寺駅周辺

#### （3）履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、奈良市議会で繰越明許費の承認がされた場合、履行期間が延長される場合がある。

### 5. 業務実施

- 受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに、関係法令、本市の上位計画等を遵守すること。
- 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- 受注者は、自らの組織から管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない

い。

- (7) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6. 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結の日から 15 日以内に「業務計画書」を作成の上発注者に提出し、承諾を得ること。

- (2) 「業務計画書」には、次の事項を記載すること。

- ・検討する業務内容
- ・業務を実施する上での方針
- ・業務の詳細な工程
- ・業務実施における組織体制
- ・管理技術者、担当技術者一覧表及び経歴書、業務分担表
- ・発注者との打合せ計画表
- ・業務フローチャート（段階的な確認と発注者への報告を含む）
- ・交通安全対策
- ・その他発注者が必要とする事項

なお、上記の記載事項に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承諾を得ること。

## 7. 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。打合せは初回（着手時）、中間、最終（完了時）の 3 回を基本とするが、必要に応じて隨時協議するものとする。打合せはオンライン会議システム等を利用した遠隔での実施も可能とする。なお、業務の着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

## 8. 貸与する資料及び使用制限

本業務に当たっては、発注者は受注者から申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷、減失及び盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

## 9. 秘密事項等

受注者は、本業務で知りえた個人情報や機密事項を、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務委託が終了した後も同様とする。

## 10. 損害賠償

本業務の実施に際し、受注者が自らの責に帰すべき事由によって発注者に損害を与えた場合は、契約金額を上限にその損害を賠償するものとする。

## 11. 配置技術者の資格要件

受注者は、管理技術者及び担当技術者をもって本業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する適切な数の技術者を配置しなければならない。

管理技術者は、本業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。

管理技術者の交代は、原則として認めない。ただし、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない理由による場合は、同等以上の技術者であると認められる場合に限りこれを認めるものとする。

## 14. 成果品の帰属

成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで公表・貸与・使用してはならない。成果品納入に当たっては管理技術者の立会いを必要とする。

## 15. 検査及び訂正、補足

発注者は必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査報告を求めることができる。また、作業完了後最終検査を行いそれに合格した時点で本業務を完了とするが、完了後誤りが発見された場合、受注者の負担により速やかに誠意をもって訂正補足等を行い納品しなければならない。

## 16. その他

仕様書に記載無き事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 業務内容

#### (1) 調査業務

大和西大寺駅西側の菖蒲池第8号踏切に着目し、通過および発着状況を把握するため、5地点におけるナンバープレート調査を実施する。調査地点は別紙に示す5箇所を想定しているが、協議により決定するものとする。調査は平日1日7~19時の12時間とする。調査実施に当たっては、安全に調査を実施できるよう調査計画書を作成し、道路使用許可等、必要な申請手続きを行うこと。

また、調査の集計が完了した段階で調査結果の中間報告書を提出すること。

#### (2) 分析業務

上記調査で得られたデータを用いて、踏切通過車両の交通流動分析を実施する。具体的には、踏切を通過する交通が、近隣エリアに発着しているのか、あるいは通過しているのか、一帯の流動状況の分析を行い、主要な交通流動パターンを把握する。これらの結果を基に、踏切を中心とした車両の流れをグラフや流動図等で状況を分析する。

#### (3) 渋滞対策案の検討

分析結果を踏まえ、渋滞緩和に向けた対策案を検討する。方向性としては、迂回路の整備による交通の分散、交通規制による踏切利用の制限等、速効性のある施策を中心に検討を進める。

交通流動への影響を予測し、渋滞緩和効果、事業費、工期、実現性等の観点から効果的かつ実現可能な対策案を提示する。

### 2. 資料作成

調査結果、渋滞対策について、関係機関との協議を行うための資料を作成する。

### 3. 報告書作成

本業務の成果として、調査・検討結果を報告書及び概要書として取りまとめる。

## 第3章 その他

### 1. 成果品

#### (1) 成果品

中間報告書

委託業務完了報告書（概要書含む）

その他発注者が指示する資料

※成果物については、発注者に電子メールにより提出するものとする。

#### (2) 成果品の取扱い

①成果品の著作権は発注者に帰属する。

②成果品は納品後に発注者が以下の範囲内で加工及び二次利用を行うことがある。

- ・広報関連資料（広報紙への掲載、公式ウェブサイトやSNSでの公開、その他の広報ツール等）
- ・行政資料（市役所内での会議資料、議会への報告資料、政策立案のための内部資料、他部署との情報共有資料等）
- ・事業関連資料（関連事業の計画書や報告書への引用、公共施設での展示物、住民向け説明会の資料等）
- ・その他（国、地方公共団体との情報共有等）

③上記②での利用様態に応じたデータのサイズ変更、色調変更、一部切除、部分利用等で加工及び二次利用を行うことがある。

④本業務の委託料は、上記①～③の利用条件も含むものとする。

⑤受注者は、成果品が他者の所有権や著作権を侵害していないことを保証するものとする。

### 2. 留意事項

- ・調査中は第三者に迷惑をかけることのないよう配慮し、交通及び歩行者の通行に支障をきたさないよう十分注意すること。また、調査員の安全確保には細心の注意を払い、適切な安全対策を講じること。
- ・ナンバープレート情報等の個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令を遵守し、情報の管理及び処理に細心の注意を払うこと。
- ・調査の実施に必要な手続き（警察協議・道路使用許可申請等）については、受注者の責任において実施すること。
- ・業務の実施に伴い、損失を生じた場合の補償弁済については、受注者の負担とする。
- ・業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、指示を受けること。

## 【別紙】調査地点

